



1951(昭和26)年3月
農業委員会法公布
1952(昭和27)年3月
農事会法案要綱が提出される
1954(昭和29)年6月
農協法改正
～農協中央会設立が決まる～

執筆 **田中照良** 元J A全中教育部

「農業委員会法」が1951(昭和26)年3月に公布されたが、農業委員会が業務の内容と比較して多くの国庫補助と多くの書記をかかえていたことから「農業委員会法」の改正と農業団体再編成問題が提起された。

今回は再編成問題がどう展開して行われたかを確認したあと、結果として、都道府県農業会議と全国農業会議所、都道府県農協中央会と全国農協中央会の設立が実現されたことをみていく。その上で農協中央会がなぜ必要とされたのか、どういう点に特徴があるのかということを確認する。

なお、農業団体再編成問題は第1次、第2次と議論されるが、第2次の結果は農協と関係はほとんどないので第1次に絞ってみていく。

■ 農業団体再編成問題(第1次)の背景

1951(昭和26)年9月8日、サンフランシスコにおいて日米講和条約が調印されるが、講和条約締結を前にして占領下の諸政策は再検討および調整の気運にさらされることとなった。とりわけ農協制度は1947(昭和22)年にGHQの民主化政策のもとで制度化され組織化されてきたが、政府は農業団体に対して指導を強めるという方針へ転換していった。

こうしたなかで、農業団体再編成問題が本格的に議論されだす。その直接の原因は、「農業委員会法」が1951(昭和26)年3月31日に公布されたことによる。農業委員会は、それまで市町村に設置されていた食糧確保を目的としていた農業調整委員会、農地改革推進の柱であった農地委員会、普及事業その他を担当して

いた農業改良委員会の3つの委員会が統合されたものである。しかし新しく誕生した農業委員会は、次のような問題に直面していた。

年間30億円の国庫補助と2万人の書記をかかえていたが、これほどの予算と人員に見合う事業もなく、法律上は農業委員会を「農民の代表機関」と規定したが、実質は行政の補助機関にすぎなかった。

(『新版 協同組合事典』p 347)

そのため政府その他から「農業委員会法」の改正が主張されるとともに、農協事業、改良普及事業との関係で農業団体再編成問題が提起された。

■ 農業団体再編成問題(第1次)の結末

この代表的なものとして、1952(昭和27)年3月、農村更生協会から旧農会的な仕事をしようという「農事会法案要綱」が出された。当時の農村更生協会会長は、戦前における農政の第一人者として「農政の神様」と称せられた石黒忠篤であり、協会側から関係省庁や関係機関に強力な働きかけがあったであろう。「農事会法案要綱」の狙いは、農家への技術指導を行う新団体の設立であった。

要綱提起の背景には、産業組合時代、産業組合組織と並ぶ強力な組織であり営農指導や農政面で大きな役割を果たしてきた系統農会が、戦時中の統合で農業会に一元化されながら、農業会解体にあたって復活の機会が与えられず、農協においても確固たる位置づけがなされなかったことについて大きな不満があったことが挙げられる。

これに対し、同年4月、全国指導農業協同組合連合会(全指連)は反対意見を表明、日農、全国農民組合などの農民組合も反対を表明した。農協としての見解は、同年10月の第1回全国農協大会(三重県宇治山田市)において、「農業協同組合指導事業強化に関する決議」として統一された。決議の要点は、①指導機関の分立をやめ、かつ、新団体の設立を排除しつつ積極的に団体の整理統合を行うこと、②改良普及事業との連携のもとに、町村における生産指導は農協に一元化すること、などであった。

これらを受け、農林省は同年10月、次のことを表明した。

①改良普及員は農協の生産技術指導事業に協力するし、農業総合計画の樹立実行にあたる者として、市町村農業委員会に技術員をおく、②農業および農民の利益代表機関として、都道府県、全国に農業会議所をおく、③農協の総合指導組織として農協中央会を設立するということを表明した。

(『JA読本』p 114)

この結果、1954(昭和29)年6月に農協法と農業委員会法の改正が行われ、都道府県農業会議と全国農業会議所、都道府県農協中央会と全国農協中央会との設立が実現した。これを第1次農業団体再編成とよんでいる。

■ 農協中央会の誕生とその特徴

(1) 農協中央会はなぜ誕生したのか

1950年代前半における農協事業の特徴は、一つには、共済事業の拡大発展であり、二つには、府県連合会の段階で購買連と販売連を中心に合併がすすみ、経済連が設立され、共販運動と計画購買運動とがいつそう推進されたことである。(略)

三つには、信用事業が著しく強化されたこともこの時期の特徴である。……単協の貯金残高・貸出金も順調に増大した。

このように経済・金融事業が比較的順調に発展していったのに対し、指導事業は低迷した。

(『新版 協同組合事典』p 346～347)

指導事業の低迷に関して、米坂龍男氏著の『四訂 農業協同組合史入門』の中に当時の農林省の分析資料の一節がある。

「指導連の出発当初においては、占領政策の盲点を縫って、雑多な事業を兼営していたので、その後の事業の整理にもかかわらず、指導の事業構成を著しく区々ならしめ、これが組織上の不統一に劣らず、指導連の系統的機能の発揮を妨げる原因となったことは否定できない。……事業種類の不統一、利害と関心の分散によってその組織力は弱められていたのである。

(『四訂 農業協同組合史入門』p 126)

こうしたことから第1回全国農協大会で指導連に代わる団体設立に向けて「積極的に団体整理統合を行う」ことを決議し、農協中央会(以下、中央会)を設立しようとしたのである。

(2) 中央会の特徴

中央会の特徴については「農業協同組合論」に関するテキストにはどれも一定程度の分量を割いて説明がある。引用は『新版 協同組合事典』p 347から。

中央会は、指導連の限界を打開するため創設されたものであり、このため指導連とは法的にまったく異なるものであった。それは基本的には指導連が会員利用の協同組合であったのに対し、中央会は農協全体の指導育成機関であり、その事業対象は会員であると否とにかかわらず広く農協と法定された組合に及ぶものであった。

指導連時代は、指導連を利用するかどうか会員の判断に任されていたのに対し、中央会の指導は、農協と法定された組合にも及ぶものであった。中央会は総合的指導機関であり、公共的色彩の強い非営利法人として位置づけられた。

全指連が他の全国連と並列した組織であったのに対し、全国農協中央会は、全国連を含めた全農協の指導、教育、監査、および利益代表機関として全農協の健全なる発達を図る機関として位置づけられたのである。したがっ

て、組織については、都道府県中央会の会員が全国中央会にも加入するという二重加入および当然加入方式を採用しているのである。

全農協の健全なる発達を図るため、二重加入および当然加入方式が採用された。この二重加入および当然加入方式により農協組織が強固になり、事業・経営を発展させる要因にもなった。

中央会の法制化は農協の強い要望であったので、中央会は法施行後、1年足らずの間に、都道府県中央会、全国中央会とも組織され設立された。



<参考文献>

『JA読本』JA全中 補訂版第2刷 2006年
米坂龍男『四訂 農業協同組合史入門』全国協同出版 1994年
『新版 協同組合事典』家の光協会 1986年